

佐渡市町村合併協議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 佐渡市町村合併協議会幹事会設置要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、要綱第7条に規定する専門部会の組織、所掌事務及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、佐渡市町村合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会の構成及び委員は、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 専門部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 専門副部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は専門部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 専門部会長は専門部会の議長となる。

3 専門部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

5 専門部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第7条 専門部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、事務局(各班)が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月7日から施行する。

この要綱は、平成15年3月14日から施行する。